

のこされる家族のために…

元気なうちにできることを考えませんか？

参加費
無料



令和6年度 第2回

我が「家」の終活セミナー 無料相談会

令和6年

11月30日

①【セミナー(講演会)】午後1時～2時

②【無料相談会】午後2時30分～4時45分

※ 要申込。どちらか一方のみの参加も可。

多治見市産業文化センター 大会議室 他

(土)



我が「家」の終活セミナー(講演会)

講師 特定非営利活動法人岐阜空き家・相続共生ネット 理事長 名和 泰典

テーマ 我が「家」の終活 ～相続を争続にしない！元気なうちにやるべきこと(家族信託・任意後見編)～

内容 我が家が「空き家」になる前に、元気なうちにできることとして、我が家の終活(片付け、相続、家族信託、任意後見)をテーマに、事例を参考にした講演会を実施します。

空き家無料相談会

相談員 弁護士、司法書士、宅地建物取引士

内容 専門家と個別で、空き家に関するお悩みについてご相談いただけます。(1組 30分)

弁護士: 空き家に関する法律相談、近隣トラブルなど

司法書士: 空き家の相続登記、相続人調査、成年後見制度など

宅地建物取引士: 空き家の売買や賃貸、解体後も含めた利活用の方法など

問い合わせ先

多治見市役所 都市政策課

電話: 0572-22-1321(直通)

メール: tosisei@city.tajimi.lg.jp

お申し込みは裏面をご確認ください。

申込書

催し名	多治見市空き家セミナー・無料相談会
ふりがな	
氏名	
住所	
電話番号	
参加希望	1 空き家セミナー(講演会のみ) / 2 無料相談会のみ / 3 両方
相談希望 希望する番号に○ 印を付してください。 (複数可)	1 弁護士 (空き家に関する法律相談、近隣トラブルなど) 2 司法書士 (空き家の相続登記、相続人調査、成年後見制度など) 3 宅地建物取引士 (空き家の売買や賃貸、解体後も含めた利活用の方法など)
相談したい 内容	

無料相談会は、異なる複数の専門家に申込みをすることが可能ですが、より多くの方に相談を受けていただくため、希望するすべての専門家の相談を受けることができない場合もありますのでご了承ください。

空き家セミナー（講演会）と無料相談会の両方に参加を希望される方は、講演会終了後、相談会までしばらくお待ちいただくこともありますので、ご了承の上、お申し込みください。

申し込み方法

電話、ファクス、申込フォームから
令和6年11月20日（水）までに
多治見市役所都市政策課まで
(定員有り)

TEL : 0572-22-1321 (直通)

FAX : 0572-25-6436



申込ページへ

場所

多治見市産業文化センター

3階中会議室ほか

多治見市新町1丁目23番地

お車でお越しの際は、多治見市役所本庁舎駐車場をご利用ください。

